

安全保障理事会決議 2209 (2015)

2015年3月6日、安全保障理事会第7401回会合にて採択

安全保障理事会は、

窒素性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（CWC）、および安保理諸決議 1540（2004）と 2118（2013）を想起し、

決議 2118 において安保理が、シリア・アラブ共和国は化学兵器を使用し、開発し、製造し、その他の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し、若しくは他の国家または非国家主体に対し化学兵器を直接若しくは間接に譲渡しないものとすることを決定したことそして安保理がシリアにおける当事者は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しまたは譲渡すべきでないことを強調したことを想起し、

シリア・アラブ共和国が CWC に加入したことを想起し、シリア・アラブ共和国における化学兵器としての、塩素のような、有毒化学物質の使用は、決議 2118 の違反であることに留意し、そしてシリア・アラブ共和国によるそのような使用は、CWC の違反を構成することを更に留意し、

塩素は、1915 年 4 月のイーペルの闘いで大規模に化学兵器として最初に使われた化学製品であることに留意し、

シリア・アラブ共和国における敵対目的のための有毒化学物質の使用の申し立てをめぐり事実を確定することを負託された、化学兵器禁止条約機関（OPCW）事実調査団からの、第一、第二および第三報告書に留意し、

これらの報告書に対する反対の見解に言及しつつ、塩素が、シリア・アラブ共和国において兵器としてくり返しまだ組織的に使用されてきたという高い信頼をもってなされた調査団の見解に関して重大な懸念を表明した、2015 年 2 月 4 日の OPCW 執行理事会の決定に留意し、

このことは、CWC の締約国の領域内で兵器としての有毒化学物質の使用の史上初の文書化された

事例であることに留意し、

化学兵器の使用は国際法の重大な違反を構成することを再確認しそして化学兵器の何らかの使用に責任を有する個人は責任を問われなければならないことをくり返し表明し、

1. シリア・アラブ共和国における兵器としての、塩素のような、何らかの有毒化学物質のいかなる使用も最も強い文言で非難する。

2. 有毒化学物質が、OPCW 事実調査団により高い信頼をもって結論付けられたようにシリア・アラブ共和国における兵器として使用されたことに深い懸念を表明しそして兵器としての有毒化学物質のそのような使用は、決議 2118 と CWC の違反を構成することに留意する。

3. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、製造し、その他の方法で取得し、貯蔵しまたは維持し、若しくは他の国家または非国家主体に対し化学兵器を直接若しくは間接に譲渡しないものとするという安保理の決定を想起する。

4. シリアにおける当事者は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、取得し、貯蔵し、維持しまたは譲渡すべきではないことをくり返し表明する。

5. とりわけシリアにおける化学兵器の使用の申し立てに関するあらゆる利用可能な情報を研究する、OPCW 事実調査団の活動を継続するという 2015 年 2 月 4 日の OPCW 執行理事会の決定に対する支持を表明しそして安全保障理事会への OPCW 事務局長の月例報告書の一部として、調査団のその後の報告書を含めるという彼の意図を歓迎する。

6. 塩素または何らかの他の有毒化学物質を含む、兵器としての化学物質のあらゆる使用に対して責任を有する個人は、責任を問われなければならないことを強調しそしてシリア・アラブ共和国における全ての当事者に対し、OPCW 事実調査団に対してその十分な協力を拡大することを求める。

7. 決議 2118 において安全保障理事会によりなされた決定を想起しそしてこの文脈で決議 2118 の不遵守が将来生じた場合には、国際連合憲章第 VII 章にもとづく措置を課すことを決定する。

8. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。